

第2章 | 都市サインの定義と種類・分類

2-1. 都市サイン

2-2. サインの種類と分類

2-3. 適用範囲

2-1 都市サイン

都市環境が複雑化し、コミュニケーションのあり方が多様化している現代においては、情報提供手法も案内所やガイド、パンフレットやパソコンなど多岐にわたっており、都市サインもその一つとしてとらえていく必要がある。

各情報提供手法は、提供できる情報の種類、長所・短所などそれに特徴がある。ここでは情報提供の種類と特性、サインの位置づけについて整理する。

1 情報提供の一つとしてのサイン

新潟市への来訪者や市民が一人で歩ける環境を整備していくための手法として、以下の1～6に示すように様々な情報提供手法がある。

これらを特徴に応じて使い分け、相互に補完しあいながら機能させることで、的確で効率的な情報を提供できる。

一つの情報提供手法によりすべての情報を提供することは難しく、効果的で合理的な案内機能を果たすために、サインはそれに適した役割で活用することが必要である。

表2-1に示す通り、サインは誰もがいつでも現地で情報を入手できることが最大の特徴であるが、提供できる情報は限られている。したがって、サインでは位置案内に関する情報を中心に、多数の人々に共通の基本的な情報をわかりやすく表示すべきである。

主な情報提供手法（表2-1参照）

1. 案内所、ガイドなどの人的対応
2. ガイドマップ、ガイドブック、パンフレットなどの紙媒体
3. 館内・車内の放送などの音声による情報提供
4. 駅、バスターミナル、車内、バスの行き先案内、館内案内などの電光表示板
5. インターネット、携帯電話などのIT機器類
6. サイン（案内板、誘導標識など）

表2-1 情報提供手法

主な情報提供手法	内容および特性	事例
1 人的対応 案内所、ガイドなど	<ul style="list-style-type: none"> ■会話で直接的に観光や土地の情報、地理情報を提供できるので、その人の要望に直接応えることができ、2方向的な情報提供が可能。詳しい内容から簡単な内容まで臨機応変に対応できる。 ■開業時間や利用可能な場所が限定される。 	 <p>新潟駅万代口の観光案内所は英語で案内可能</p>
2 紙媒体 ガイドマップ ガイドブック パンフレットなど	<ul style="list-style-type: none"> ■観光や土地の情報、地理情報の詳しい説明を確実に情報提供できる。 ■携帯が可能である。 ■多数の外国語別のものが用意できるが、コストがかかる。 ■リアルタイムな観光施設や観光地の情報、市町村情報など、正確かつ簡潔でわかりやすい内容が求められる。 	 <p>新潟市の観光マップ</p>
3 音声による提供 館内・車内の放送 横断歩道の音声など	<ul style="list-style-type: none"> ■情報提供は音声によるために多数の人に伝えやすく、強い印象を与える。一方向的であるため、情報をいかに的確に分かりやすく伝えるかが課題。 ■外国語の対応も可能であるが、説明時間の制約がある。 ■緊急時の情報提供など臨機応変な対応が可能なものもある。 	 <p>音声ガイドのあるサイン</p>
4 電光表示板 駅の発車時刻表示、 バスターミナルや 車内の料金表、 バスの行き先案内、 館内イベント案内など	<ul style="list-style-type: none"> ■多数の人に伝えやすく比較的リアルタイムの情報を提供できる。 ■情報内容の変更が容易である。 	 <p>新潟空港</p>
5 インターネット、 携帯電話などの IT機器類	<ul style="list-style-type: none"> ■提供できる情報量が多く、携帯性に優れ手軽に使える。 ■必要な情報を選択できる。 ■情報提供対象(受け手)は個人的になる。 ■QRコードやナビゲーションシステムなどを用いて、有効に案内誘導できるシステムとして活用できる。 	 <p>QRコードによる携帯電話の案内図表示</p>
6 サイン(案内板、 誘導標識など)	<ul style="list-style-type: none"> ■最も一般的な誘導の情報提供手法である。 ■一定の基準の下で、車両や歩行者誘導の系統的で連続的な情報提供が可能である。 ■一目でわかりやすく、多数の人に効率よく情報を伝えることができる。ただし情報量は限られる。 	 <p>新潟市中心部のサイン</p>

2 サインの機能と役割

本マニュアルでは、「サイン」を次のようにとらえる。

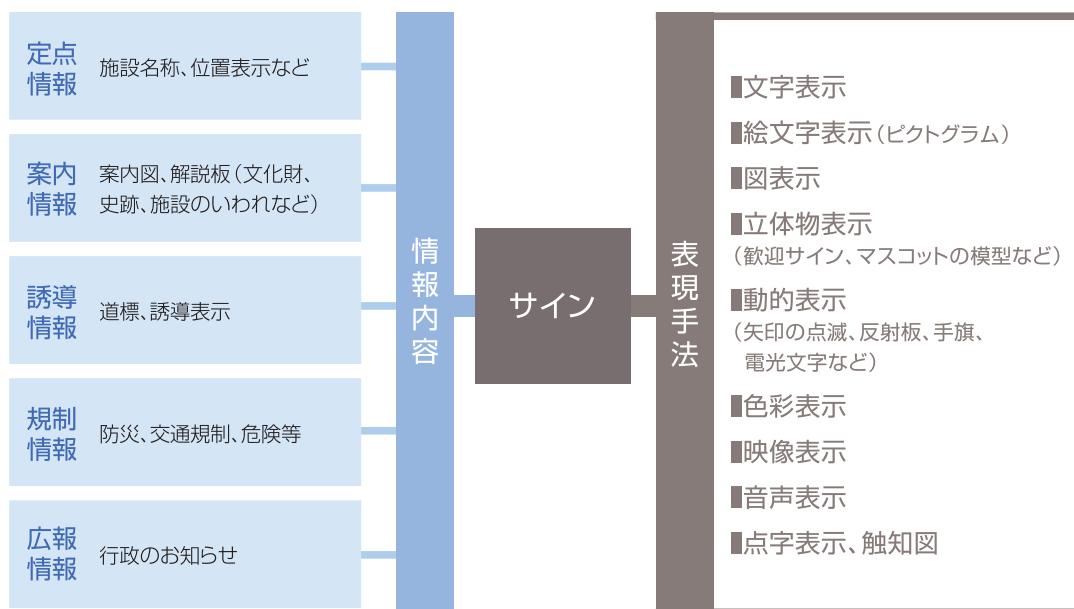


図2-1 ■サインの情報内容と表現手法

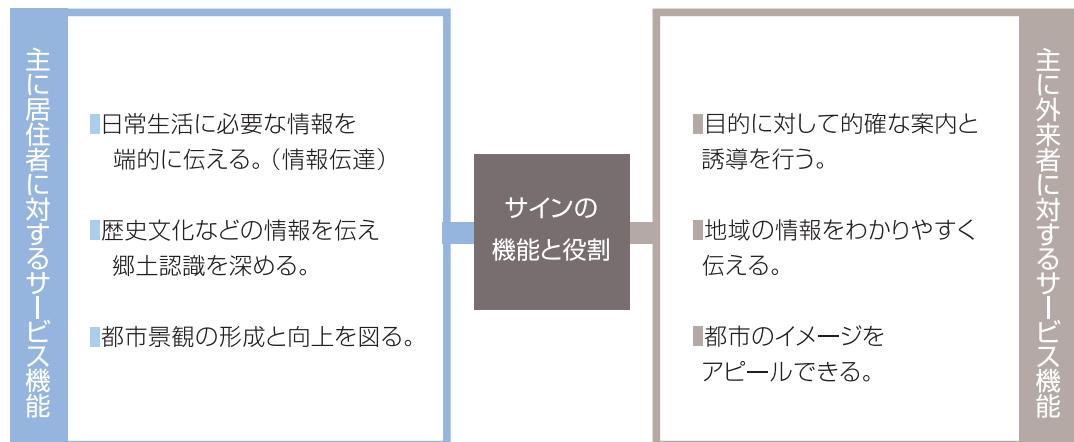


図2-2 ■サインの機能と役割

2-2 サインの種類と分類

サインにはさまざまな機能や種類があり目的によってそれぞれ使い分けている。本マニュアルでは、歩行者用サインを対象とし、案内サイン、誘導サインおよび解説サインや公共施設等の一部のサインを都市サインとして位置づけて、「わかりやすい街づくり、美しい街づくり」を目指す。

本マニュアルでは、「都市サイン」を以下のとおり分類する。

表2-2■サインの分類

種別	分類	内容	主なサインの事例
自動車用	道路標識	道路標識 規制、指示、警戒標識	自動車用の案内誘導サイン 自動車用の規制指示サイン
	道路情報板	道路情報案内情報 駐車場案内情報	道路情報サイン 駐車場情報サイン
	駐車場情報板	駐車場案内情報	駐車場を示す誘導・施設名サイン
歩行者用	案内サイン (Guide)	■周辺および広域を案内するもので、不特定多数の人が見るもの ■一目でわかりやすい表現が求められる 観光案内板、周辺および広域案内図、交通系統図(路線図)など	地図を用いた案内サイン(周辺、広域)   新潟市役所周辺案内板 新津美術館周辺案内板
		■方向、行き先、距離など線的な情報を探せるもの ■目的地に速やかに誘導するため、的確な動線を把握することが必要 歩行者誘導サイン、出口誘導サイン、避難誘導灯、道しるべなど	  朱鷺メッセ 新潟県立植物園周辺
	ネットワーク系	路面誘導サイン 同上、方向誘導を路面に表示	 やすらぎ堤への路面誘導サイン
		■場所を特定するサイン 施設名サイン(施設の名称表記)、地点名サイン(地点名を表記)、住居表示サイン(町丁名、番地などを表記)	  地点名サイン:古町通り 施設名サイン:白根学習館

歩行者用	規制・禁止 サイン (Indication)	■規制・禁止の表示 自転車乗り入れ禁止、立ち入り 禁止、危険呼びかけ、横断禁止 など 注意や呼びかけの看板類	 新潟県立植物園	
	解説サイン (Education)	■観光施設や資源の情報説明、設 備などの使い方を伝えるもの 観光資源や史跡名所解説サイン、 施設の解説板、時刻表、料金表、 動植物解説サインなど	 福井地区三根山藩社	 柵谷小路
	シンボル サイン	■歓迎のメッセージやその土地 や施設を象徴するサイン 歓迎塔、記念碑・モニュメント など	 坂口安吾の碑	
	公共交通機関	■空港、JR、バス、港湾施設など の公共交通施設のサイン バス停留所、時刻表や乗り方案 内、料金表、タクシー乗場、施 設案内図、誘導サインなど	 バス乗場の案内誘導 (萬代橋東詰)	 J R 新潟駅
	公共施設	■市の主な公共施設のサイン類 誘導サイン、施設案内サイン、 周辺案内サインなど	 豊栄公民館周辺	 江南区役所

は本マニュアルの主な適用範囲である。

2-3 適用範囲

本マニュアルにおいては、歩行者用の案内サインと誘導サインを中心として取りまとめた。

車両に関しては、そのデザインや表記が「標識令」により統一基準に基づいて整備されているため、ここでは取り扱わない。

交通施設をはじめ観光施設や公共施設、公園、民間施設等それぞれの施設においては、サイン整備の際に設置者が持つサイン計画やデザイン計画により整備がなされているため、本マニュアルをサインの改良時や取換え時において適用していくことが望まれる。

ただし、一貫した誘導系統をつくるためには、名称や表記の統一が必要であり、それぞれの担当部署と協議を行い、調整して統一化を目指さなければならない。

以下は本マニュアルの適用範囲を模式化したものである。

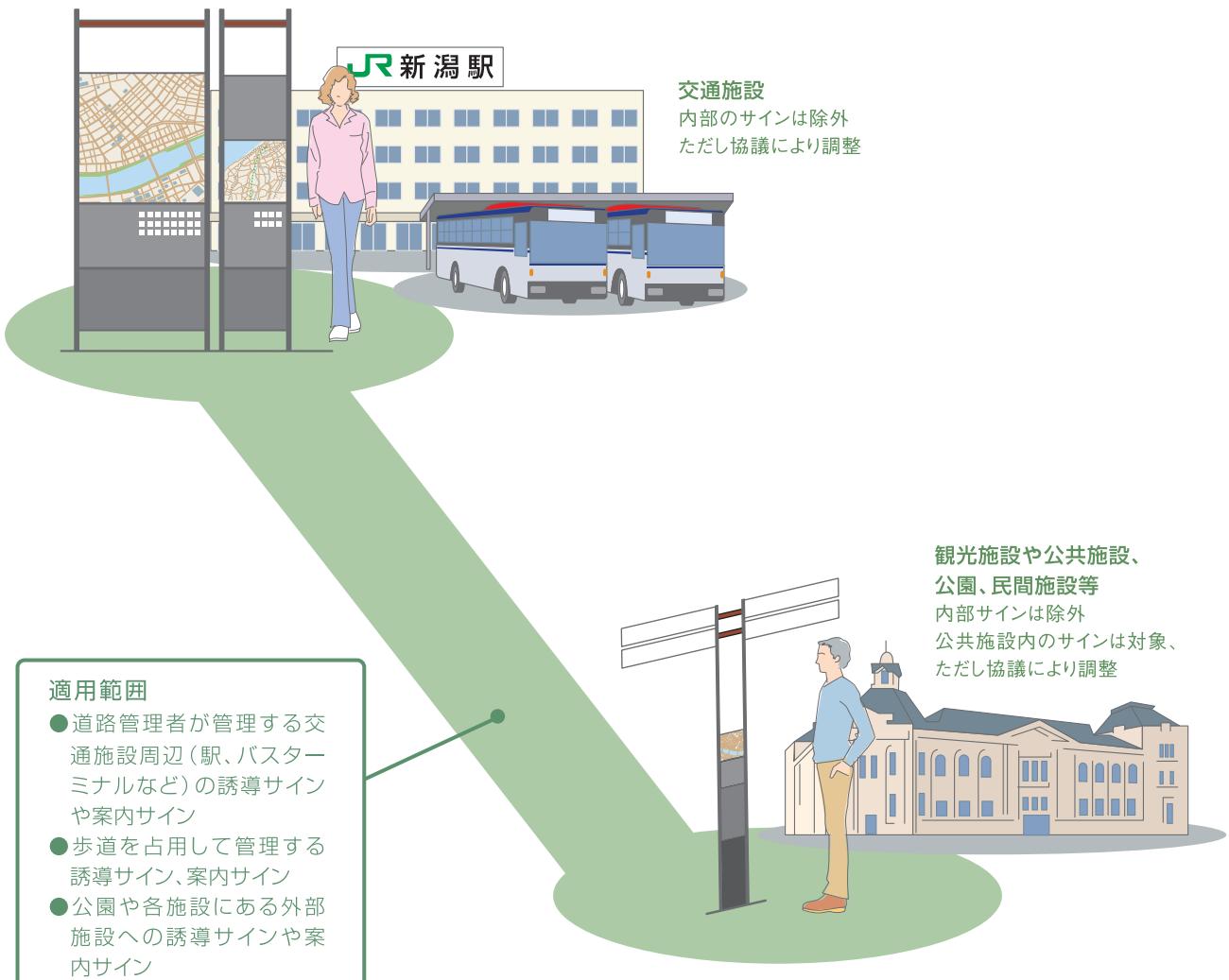


図2-3 ■ 主な適用範囲

対象サインの種別・整備項目と適用は以下のとおりである（解説サインやシンボルサイン、交通施設など的一部も含む）。なお既存施設に関してはそのサインの改良や取換え時点において本マニュアルを適用する。

表2-3 対象サインと整備項目（適用）一覧

サインの種別	整備項目										備 考
	本体仕様			表記基準							
	形状・デザイン	素材・仕上げ	設置方法	日本語表記の基本原則	外国語表記の基本原則	指定書体	ピクトグラム（表記基準統一仕様）	指定カラ－	地図表現		
マニュアルの記載ページ	20	22	31	34	36	47	48	49	50		
自動車用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	マニュアルの対象外	
歩行者用	案内サイン	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	地図による案内	
	誘導サイン	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	矢印等による方向誘導	
	路面誘導サイン	—	—	—	◎	△	△	○	—	方向誘導（路面）	
	記名（名称）サイン	—	—	—	◎	○	△	—	△	施設資源の名称表示	
	地点名サイン	△	△	△	◎	○	○	—	○	地点名を表記	
	住居表示サイン	△	△	△	◎	○	○	—	△	町丁名を表記	
	規制・禁止サイン	△	△	△	○	○	○	○	○	規制・禁止を表現	
	指示・注意サイン	△	△	△	○	○	○	○	○	啓蒙・注意を表現	
	史跡名所解説サイン	△	△	△	◎	○	○	—	○	史跡等の由来を解説	
	その他解説サイン	△	△	△	◎	○	○	—	○	対象物を解説・説明	
公共交通機関	シンボルサイン	△	△	△	○	○	△	—	△	歓迎塔など	
	記念碑	△	△	△	○	△	△	—	△	記念碑・モニュメント	
	バス停留所	△	△	△	◎	◎	△	◎	△	△	
	タクシー乗場	△	△	△	◎	◎	△	◎	△	△	
公共施設	JR駅、空港、港、バスターミナル（参考）	—	—	—	◎	◎	△	◎	△	△	周辺案内など他との一貫性
	(施設内)案内サイン	△	△	△	◎	◎	△	◎	△	—	庁舎、公園、文化施設、体育施設等の施設
	(施設内)誘導サイン	△	△	△	◎	◎	△	○	△	—	同上 施設内

凡例

- ◎ マニュアルを適用する。 △ 整備の際の目安及び参考とする
- 支障がない限り適用する。 — 整備項目が該当しない。